

昭和二十八年七月十日提出  
質問 第一一六号

駐留軍に勤務する警備員に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年七月十日

提出者 並 木 芳 雄

衆議院議長 堤 康次郎殿

## 駐留軍に勤務する警備員に関する質問主意書

一 最近、福岡県芦屋キャンプで日本人警備員が、職務上発砲して殺人未遂の訴追を受けているとの報道があるが、その事実を知りたい。

一 さきに同じようなケースが東京都横田基地でも起つたことがあるが、この結果はどうか知りたい。

一 いずれの場合でも、警備員としては、主観的には職務のためと思つてしたのではないかと推定されるが、これにもかかわらず罪に問われるとなると警備員として当惑せざるを得ないであろう。日本人警備員に銃砲などを所持させることは、法律上はつきりしたのであるかどうか。行政協定に基づく日米合同委員会では、どのようにきめられたのか明確にしてほしい。

右質問する。